

## 三陸復興国立公園の公園区域及び公園計画の変更案の概要

### 1. 背景

宮城県気仙沼市から石巻市牡鹿半島までの地域は、宮古市以南から続く我が国で最大規模のリアス海岸が広がり、沿岸の離島の一部は海鳥類の重要な生息地にもなっています。また、田東山山頂からはリアス海岸、北上山地の山々等が一望でき、優れた眺望を有し、登米市津山地区は自然林と文化景観が相まって良好な風致を呈しており、本地域は、これらの自然の風景地が評価され、昭和 54 年 3 月 30 日に南三陸金華山国立公園に指定されています。

今般、当該地域を北上山地が太平洋に接する地形の形成史及び地質の観点から一体的な地域として、三陸復興国立公園に編入するものです。これに伴い、南三陸金華山国立公園の指定を解除します。



### 2. 変更案のポイント

- ① 南三陸金華山国立公園の区域を国立公園に編入します。
- ② 南三陸金華山国立公園に隣接し、国立公園として一体的に風致景観の維持及び適正な利用を図る必要性がある区域を編入します。
- ③ 編入区域において、現在の自然環境及び利用状況並びに今後の保護及び利用計画を踏まえ、適切な施設計画を計画します。

### 3. 変更案の詳細

#### (1) 公園区域の変更

##### ○拡張する区域

陸域：宮城県石巻市、気仙沼市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町及び登米市の一部  
(13, 902ha)

海域：拡張する陸域部（宮城県石巻市、気仙沼市、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町）の地先海面の一部（23, 200ha）

※南三陸金華山国定公園との区域の変更点は、以下のとおり。

- ・宮城県石巻市北上町十三浜の一部の拡張（13ha）
- ・宮城県石巻市鮎川浜の一部の拡張（11ha）
- ・宮城県登米市の一部の削除（23ha）

(2) 保護規制計画の変更

- 南三陸金華山国定公園であった区域においては、国定公園の地種区分を踏襲し、一部の区域については、自然的・社会的状況の変化を踏まえ、地種区分を変更します（第2種特別地域から第3種特別地域への変更）。
- 新たに国立公園に編入する2箇所については、第2種特別地域とします。
- 既存の三陸復興国立公園の地種区分の変更はありません。

(3) 保護施設計画の変更

追加：植生復元施設（宮城県石巻市（金華山））

(4) 利用施設計画の変更

ア 集団施設地区

追加：神割崎集団施設地区（宮城県石巻市及び南三陸町）及び鮎川浜集団施設地区（宮城県石巻市）

イ 単独施設

追加：園地（5箇所）、宿舎（1箇所）、展望施設（6箇所）、野営場（1箇所）、水泳場（1箇所）－宮城県石巻市  
水泳場（3箇所）－宮城県気仙沼市  
園地（1箇所）－宮城県気仙沼市及び本吉郡南三陸町  
展望施設（2箇所）－宮城県牡鹿郡女川町  
園地（1箇所）、展望施設（1箇所）、野営場（1箇所）、水泳場（1箇所）－宮城県本吉郡南三陸町  
休憩所（2箇所）－宮城県登米市  
変更：野営場（1箇所、園地に変更）（岩手県下閉伊郡普代村）

ウ 道路（車道）

追加：峠崎線、雄勝線、女川・雄勝線、牡鹿半島西海岸線、大柳津線、竹浦・出島線、牡鹿半島東海岸線、牡鹿半島公園線、歌津崎線、神割崎観光線、志津川・北上線（11路線）

エ 道路（歩道）

追加：金華山島線、鮎川・山鳥線、横山線、虚空蔵線（4路線）  
変更：東北太平洋岸自然歩道線（岩手県久慈市区間の追加）  
東北自然歩道線（南三陸金華山国定公園からの振り替え）  
削除：桑畑麦生線（岩手県久慈市）

オ 運輸施設

追加：船舶運送施設（2路線）（宮城県石巻市）

(参考) 公園区域の面積

	変更前	変更後	面積の増減
<b>三陸復興 国立公園</b>	<b>55,935ha</b> (陸域 14,635ha) (海域 41,300ha)	<b>93,037ha</b> (陸域 28,537ha) (海域 64,500ha)	<b>+37,102ha</b> (+13,902ha) (+23,200ha)
<b>南三陸金華山 国定公園</b>	<b>37,059ha</b> (陸域 13,903ha) (海域 23,156ha)	<b>0ha</b>	<b>-37,059ha</b> (-13,903ha) (-23,156ha)